

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態
文書指摘	市条例及び市条例施行規則等に違反する場合は、原則として、「文書指摘」とする。
口頭指導	市条例施行要領又は、市が定める指針等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。
助言指導	関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「助言指導」とする。

なお、介護報酬請求時の検査基準については、平成 19 年 3 月 1 日付事務連絡『「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導請求指導に関する Q & A について』の別紙「加算請求指導時等における対応」によるものとする。